

# 医薬品副作用被害救済制度の周知に向けた今後の取組(検討例)

## 1 独立行政法人医薬品医療機器総合機構(実施主体)

### (1) 医療関係者向け

- きめ細かな説明を通じた理解の拡大
  - ・ 医療関係者の認知度が高い専門誌に、ていねいな説明記事を掲載。
  - ・ 学会等に積極的に出向き、制度の趣旨、仕組み等を説明。
  - ・ 医療機関に対し、個別に説明資料を送付。
  - ・ 臨床研修医、薬学部学生等に配布する説明資料をわかりやすく改善。
- 診断書作成等に係る負担の軽減
  - ・ 診断書を作成しやすくするため、ホームページに掲載する「疾病ごとの診断書記入例」を拡充。

### (2) 一般国民向け

- ・ 21年度調査結果を踏まえ、さらに効果的な取組について、外部の意見を聴きながら検討。

## 2 厚生労働省

### (1) 医療関係者向け

- 副作用を受けた患者への確実な説明
  - ・ 医師、薬剤師等から厚労省へ副作用報告を行う際、対象患者への制度紹介を促す。
  - ・ 医療機関や薬局における医薬品安全使用のための取組の一環として、副作用を受けた患者への制度説明を促す。

### (2) 一般国民向け

- ・ 薬局における制度解説の掲示を義務化(平成21年6月)。  
→わかりやすい掲示の定着を促進
- ・ 中学生等を対象とする薬害教育用の教材を作成し、若年層を啓発。